

障害児保育における加配保育者に関する研究動向

櫻井 貴大

研究紀要第54号 抜粋

岡崎女子大学
岡崎女子短期大学

令和3年3月15日発行

障害児保育における加配保育者に関する研究動向

櫻井 貴大*

要 旨

障害児保育において、障害児が集団の一員として、相互に人格と個性を尊重しながら支え合っていく「共生社会」を目指し、保育現場ではどのように障害児を援助していくかが課題となっている。そのためには集団の中で障害児の援助を担う機会の多い加配保育者の専門性について明らかにする必要がある。そこで、これまでの加配保育者に関する先行研究を整理し、加配保育者の専門性を明らかにする上で、今後さらに深めていくべき課題を明らかにすることを目的とした。その結果、加配保育者の専門性向上のための研修内容構築と研修の必要性、子ども同士及び保育者との関係や保育環境との関係のダイナミズムを踏まえた実践研究などを進めていく必要があることを指摘した。

キーワード：加配保育士、障害児、連携

I. 問題と目的

2007年度から特別支援教育が実施され、その背景には、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重しながら支え合う「共生社会」を目指すという理念を掲げている¹⁾。現在も保育現場において障害児が在籍している。それに伴って、保育者の困り感を調査した研究や保育者の熟達化に関する研究、障害児の具体的な問題行動や課題に関する研究など多くの研究が進められてきた²⁾³⁾⁴⁾。しかし、これらの多くはクラスの担任保育者を対象とした研究である。実際の保育現場では、障害児の在籍するクラスに加配保育者を配置し、障害児への援助はその加配保育者が中心となっている。それにも関わらず、加配保育者に焦点を当てた研究は少ない。その理由として、これまで加配保育者は補助的な役割として認識されてきたためであると考えられる。

加配保育者とは、1974年に厚生省から「障害児保育事業実施要綱」が出され、「障害児保育にあたる職員は、原則として障害児4名につき専任保母1名を置くものとする」⁵⁾とされ制度化され、現在では、82.8%の保育所が加配を配置している⁶⁾。一方で、幼稚園においては、同年、公立幼稚園に対して「心身障害児幼稚園助成事業補助金交付要綱」、私立幼稚園

に対して「私立幼稚園特殊教育費国庫補助金制度」が策定されたが、加配保育者については明言されていない。加配保育者の配置基準は各自治体によって異なっており（みずほ情報総研，2017）⁷⁾、制度上、障がい児の援助に関する特別な資格や保育士資格や幼稚園教諭免許を必要とせず、加配保育者の質を保障する明確な指標もないという現状がある。

その後、2007年から特別支援教育が始まり、特別支援教育支援員が小学校、中学校に配置されるようになり、2009年には幼稚園においても特別支援教育支援員が制度化された。特別支援教育支援員とは「幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりするため」⁸⁾とされている。しかし、ここには、特別支援教育の理念である、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重しながら支え合う「共生社会」のためにどのように援助していくかについては明記されていない。2012年には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（文部科学省，2012）が提唱され、「特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上」⁹⁾などを目指している。また、保育

*岡崎女子短期大学

所保育指針解説書では、障害児の保育において、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりを両面を大事にしながらか職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開（厚生労働省，2018）¹⁰⁾することとされた。これらから、障害児が集団の一員として、相互に人格と個性を尊重しながら支え合っていくためには担任保育者どどのように連携をし、どのような専門性が必要であるかを明らかにすることが必要である。しかし、実際には加配保育者に関する研究は少なく、その専門性についても十分に分析されていないのが現状である。

以上のような問題の所在より、これまでの加配保育者に関する先行研究を整理し、加配保育者の専門性を明らかにする上で、今後さらに深めていくべき課題を明らかにすることを目的とする。

II. 研究方法

出所は、大学紀要を中心に報告書を含め13編集めた。そして、その研究がどのような目的によって分析されているかについて分類を行った。その結果、加配保育者の実態調査を行ったものと加配保育者の実践分析を行ったものに分類することができた。

III. 加配保育者に関する先行研究

1. 加配保育者の実態調査

若松・船津（1997）¹¹⁾は加配保母113名に対して対応に困っている子どもの様子や子どもと関わる上で日ごろ心がけていることや悩んでいることについて調査をしている。その結果、子どもとの接し方や関係に関する悩みが障害児保育経験1年未満の群に多い一方、他児との関係や行動の自立などについては、障害児保育経験1年以上の群に多い傾向にあることを明らかにしている。また、担当保母よりも加配保母の関係についての記述は加配保母側の悩みの方が多くを報告している。そして、加配保母の場合、保育経験年数に関係なく加配保母になってから2年間程は他の保育者との関係で悩む時期があることや過去の担任としての経験が担任を援助する立場への切り替えを難しくする可能性も推定されている。

藤林（2009）¹²⁾は保育所の加配保育士を支える仕組みとして、同じ地域にある療育施設職員が巡回支援を行っている地域の取り組みから、加配保育士へ

の支援について考察している。対象は公立保育所2園に勤務する加配保育士9名にアンケート調査を行った。さらに、3名に追加で聞き取り調査を行っている。その結果、子どもに対する悩みとして、①どのように子どもと関わればよいのか②子どもの問題行動への対処法③子どものことばなどの発達を促すにはどうすれば良いのか④発達や障害についての4点にまとめられた。一方で、保護者に対する悩みとして①保護者との会話の難しさ②保護者の思いを大切に保育したいが上手く進められないなどが挙げられていた。

加配保育士は障害のある子どもや保育の知識については、保育研究会に参加したり、書籍やインターネットなどを用いて自分で調べたり、児童デイサービス実施職員や同じ保育所の先輩保育士に相談していることを明らかにしている。

そして、保育研究会が保育士の悩みを解決する場としての役割だけでなく、施設同士をつなぐ役割を担っていることを明らかにしている。そのため、保育所に入所してくる前の様子を聞くことを可能にしたり、障害や発達の遅れがみられる子どもとその家族の支援に関する知識や経験がある児童デイサービス事業の職員から事例に対するアドバイスをもらったりすることにより実践の共有化を図ることができ、加配保育士への支援を提供する場としての役割を果たしていると分析している。さらに、巡回相談については、保育所において園長を経験した保育士が担当しており、他機関と連携して支援する核となっており、保育所における子どもの生活に対する支援については具体的なアドバイスを得られるとしている。

それらを総合して、加配保育士は障害のある子どもだけでなく、その保護者支援も行う役割を担っており、そのため、困った時にすぐに相談することができる療育施設が身近にあるシステムを構築するなどのつながりを設定していくことが、加配保育士の悩みを解決していく第一歩であるとしている。

西川・永田（2012）¹³⁾は加配保育士の保育の配慮や家庭および専門機関との連携の実情と課題を明らかにすることを目的として、加配保育士19名、加配保育士が不在の保育所長5名に対して、発達が気になる子どもの気になる点や他児と活動する際の配慮内容、保育上の工夫や手立て、クラスの他児と発達が気になる子との接し方や巡回相談などの援助や他機関との連携の必要性などについてグループワークによる討議を行った。その結果、正規採用の加配保

育士は1名のみで、臨時採用の加配保育士は来年度の雇用が約束されていないため、加配保育士の蓄積した保育経験を他の保育士に伝えることが困難になることを指摘している。それに加え、保育経験年数が10年未満と回答した加配保育士が15名であり、保育経験の十分な蓄積が確保され保育に反映されているかが課題であるとしている。

保育経験が10年未満の加配保育士は特別支援保育の知識の必要性を感じており、専門機関や保護者との連携、他の保育者の協力については経験年数に関わらず求められていることを明らかにし、連携する力や環境を整えることの必要性を指摘している。

気になる子どもに関しては集団とつなぐ援助の工夫をする一方で、他児の援助に甘えて自分でしょうとしない姿が見られたり、他児からすぐにたたき子や赤ちゃん扱いをされたりネガティブなイメージが集団の中で形成されるなど関係構築の難しさを明らかにし、加配保育士のかかわりを後方から支えるしくみを園内外で十分に確立することが求められるとしている。

巡回相談については十分であると回答した割合が18.7%と低く、その理由として日常の保育の様子を理解した上で、現実に対応した具体的で実行可能なアドバイスを提供してくれる専門家が必要であるが、実際にはそのような専門家が少ないという課題を指摘している。

専門機関との連携は重要である一方、園内の誰かがコーディネートし中核的な役割を果たしていく必要があると指摘し、気になる子どもの理解がもっともはかかれている加配保育士が担うことが適切であるとしながらも、そのためには加配保育士の正規採用化をすすめ、子どもへの障害への理解や知識と経験を継続的につなげていく必要があることを指摘している。

田丸・田中・高橋・瀬川(2011)¹⁴⁾はケース会議に参加した職員を対象に加配保育者11名を含む75名から質問紙調査の回答を得ている。その結果、相談を受けたいと感じる子どもの発達の特徴に関して、加配保育士はより多くの項目を選択していたことや、集団に参加しない、こだわりについては担任保育士と比べて高い割合で選択していた。その理由として、加配保育士は担任保育者と比べて障がい児と1対1で関わることが多く、こだわりを含む個人的な活動をどこまで許容し、集団活動にどこまで参加させるかという点で困難を感じているためと分析している。

さらに、加配保育士は担任保育士よりもケース会議にもっと参加して学びたい、来所相談に継続して関わってほしいという希望を強くもっていることを明らかにしている。

これらの結果から、発達に困難を抱える子どもの保育にどのような立場から関わりを持つかによって、子どもを捉える視点が少しずつ異なることを指摘している。

田中・高橋・田丸(2012)¹⁵⁾は地域における障害児保育の支援システムを構築する上で、加配保育士がどのような課題に直面し、他の職員と連携しているのかについて、65名の加配保育士を対象に質問紙調査を行っている。加配保育士の属性として、保育経験の平均が13.6年に対して、加配経験年数の平均が2.2年であった。そして、特定の1名を担当している加配保育士は6名(9.5%)のみで、複数の子どもを担当している加配保育士が33名(52.4%)、担当が決まっていない加配保育士が15名(23.8%)と報告している。また、保育経験の少ない初任加配保育士は発達に困難を抱える子どもに関する「落ち着きの無さ」や「言葉の理解が幼い」といった発達上の問題や養育環境の問題といった課題について多く相談したいと考えており、保育支援に対するニーズにおいても講演会を希望していた。一方で、熟練加配保育者は連携不足について課題を抱えており、担任保育士と子どもの捉え方の違いがあることや専門機関との連携を強く求めており、障害に関する基礎知識だけでなく、さらなる専門的支援の在り方を模索していると報告している。

植松(2013)¹⁶⁾は加配保育士15名にアンケートと参与観察を行い、加配保育教員1名にはアンケートのみの調査を行った。その結果、担任保育士と加配保育士の関係を①「担任と加配保育士が協働的に役割を担っている」②「『担当制』だが、担任が若年で加配保育士がベテランで協力関係がある」③「『担当制』で対象児以外の保育に関して、加配保育士の役割が明確にされているクラス」④「『担当制』で対象児以外の保育に関して、加配保育士の役割が不明確」⑤「未満児クラス」と5つのタイプに分類し、担当制のクラスが大半を占めていることを報告している。その中でも特に肢体不自由児のケースや重度の自閉症児のケースでは、日常生活の「お世話」になっていることや保護者への多様な支援が必要となるもののその調整役は誰が行うのか、一人ひとりに課題が見られること、多対1のケースを担当する加配保育

士が、担当児以外の「気になる子」の保育にどのように関わり、クラス運営に関してどのように担当をサポートすべきか、納得がいく保育の在り方について所長や雇用時に説明を受けていないという課題を明らかにしている。

また、担任保育士と加配保育士の関係が難しいクラスでは、加配保育士が自らの考えで行動をすることができず、必要と思いつつも連携が取れず支援につまずいていることも明らかにしている。

そして、完全担当制になっていたクラスでは、支援することがない時には加配保育士が腕を組んで立っている姿も見られ、小さなクラスに4名の保育士が在籍する形になり常に子どもを監視しているような雰囲気や、担任保育士が加配保育士は担当児だけを保育をしていれば良いという考えがある場合、クラスの活動に迷惑をかけないようにすることが保育目標になっているように見える加配保育士がいることや、年少児クラスにおいては、対象児以外にも個別支援を必要としている児も多くいるが加配保育士が手を出していいか迷うことも多かったという課題を指摘している。

加配保育士自身も支援に関して自信のない思い(1人しか見ていないためしっかり支援できて当然であり、保育士として失格と評価されるのではないかと)が根底にあることやパートである身分では担任保育士に意見ができないことや、時間給で勤務しているため記録作成などの事務時間は無給状態で保育の振り返りが行えず保育の質の確保に不十分な体制であると指摘している。

そして、加配保育士に求められる要件として①正規職員としての身分②3年以上の経験③軽度発達障がい児支援に関する一定の知識を有する④保護者支援に関して、コミュニケーション能力を有し、保護者の健康面のサポート・家庭環境の調整ができるソーシャルワーク能力を有する⑤保育士間の協力関係を自らの考えで実行できる行動力⑥我慢強く・持てる能力を有している⑦問題意識を自分の言語で表現できる⑧他機関と連携できる広い見識を有していることの8項目を挙げている。

櫻井(2020)¹⁷⁾は67箇園に勤務する129名の加配保育者を対象にアンケート調査を行った。その結果、非正規と回答した割合が77.5%であり、129名の全員が保育士資格、もしくは幼稚園教諭免許状のどちらかを取得しているが、障害児保育歴は5年未満と回答した割合が68.2%であり、障害児保育の経験不

足を指摘している。加えて、担任保育者の方が年齢が低いと回答した割合が79.4%であり、担任保育者の方が保育経験が短いと回答した割合が59.0%であったことから、加配保育者の制度上、資格免許は不要であるが、実際の保育現場では保育経験者が加配保育者として勤務していることにより問題が起こりにくく、資格免許の必要性が指摘されてこなかったと分析している。

保育者支援については、園外研修の内容として障害児の特徴や援助の工夫についてが46.2%、他の加配保育者との事例検討が10.9%に留まっている。そして、巡回相談で直接相談する機会があると回答した割合は27.2%であり、加配保育者としての専門性として知識や技術を身に付けたり、相談したりする機会が十分に保障されていないという課題を指摘している。さらに、加配保育者になった動機として、希望していないと回答した人数は64名と最も多く、園内の人事異動の一つのポジションとして配置されていることを示唆するものであり、戸惑いも大きいと予測される。実際に、加配保育者として難しいと感じることに関して自由記述により回答を得た結果、一人ひとりの援助方法が異なることや集団にどこまで合わせればいいのか判断が難しいこと、保護者からの協力が得られないなど35のコードが抽出されており、抱える困難は多岐に渡っている。

加配対象児が2名以上在籍していると回答した割合は71.4%と高く、一週間の勤務日数が4日以上と回答した割合が41.9%のみで、継続して一人ひとりに丁寧に関わる機会も十分でないという課題を明らかにしている。

担任保育者との連携について非正規雇用であるため時間外での打ち合わせが難しい状況であるため、朝や帰り、休憩中に打ち合わせを行っている割合が50.6%、保育中と回答した割合が37.8%であるものの、打ち合わせが時間内にできないという課題を回答した加配保育者は2名のみである一方で、担任保育者により保育観もそれぞれ異なるため、担任保育者の保育観に合わせる事が難しいと回答した加配保育者が9名であった。担任保育者との連携の工夫として、対象児の変化や成長を伝えると回答した加配保育者が24名、その都度相談するが21名、些細な出来事でも伝えるが17名とあるように勤務時間内で情報共有や援助方法の統一ができるように工夫されていることが明らかとなった一方で、それらだけでは上手く連携がとれるようになるわけではなく、

加配保育者の個人の裁量による工夫だけでなく、特別支援教育の理念に沿った加配保育者と担任保育者の連携の在り方について検討する必要があると指摘している。

2. 加配保育者の実践分析

西脇・山田・村田(2008)¹⁸⁾は広汎性発達障害幼児に対して、通園施設ではなく通常の保育園の遊戯室において発達の観点から愛着形成を主眼に保育士との一対一の療育を週一回行った結果、担任・加配保育士から他の保育士へとかかわりが広がったことをもとに、加配保育士の支援を中心に実践報告を行っている。加配保育士は①幼児の気持ちを受け止め、自発性を尊重する②他児とのかかわりへの導入・発展への補助的支援を重視する③場面や幼児の気持ちに沿ったことばを伝えて、発語を促すなどの三点をねらいとして援助を行った。その結果、S-M社会生活能力検査において自己統制、集団参加の領域で改善がみられ社会性の発達が大きく伸び集団にかなり馴染んだことを示した。同様に、遠城寺式・乳幼児分析的発達検査を行った結果、対人関係が著しく改善したことを示している。

加配保育士が安全基地となり、共感的に幼児の心を受けとめた結果が、本幼児の話したい、伝えたい、今の気持ちを聞いてもらいたいという思いが育ち、急速に言葉が発達したことにつながったと分析している。

寺島・大野・青柳・横山(2009)¹⁹⁾は保育者養成大学卒業後にどのように保育士として育っていくのかを検討することを目的とし、就職2年目のY保育士が加配保育士として自閉症児をどのように捉え、どのように関わり支援していくかについてSD法と社会コンピテンス尺度を用いて面接時に対象児の特徴とクラスの中での様子を評定してもらった形で検討をしている。その結果、自閉症の特徴を理解し、その関わり方についても理解しているにも関わらず、健常児の関わりと同じように関わろうとしていたことを報告している。

その後追加調査を行い、寺島・大野・青柳・横山(2012)²⁰⁾は、Y保育士が5歳児の加配保育士として高機能自閉症児を担当する様子を月に1回の面接を実施し、分析を行っている。その結果、所属しているクラスや保育の流れも考え、自閉症児の特徴と5歳児の発達段階をも考慮しながら保育を行えるようになっていたと報告している。

植松(2013)²¹⁾は担任保育士と加配保育士の「協働保育」を行い、少人数での学級支援のための方法を1年間を通じて検証し、「協働保育」への転換に関する問題点の抽出と支援の在り方、方法論の検証を目的とし、M町のモデル保育所のモデルクラスに対して助言を行った。

その結果、当初は加配保育士が2名配置されていたが、それによって保育士間の連携がうまくいかなかったため1名に変更し、情報共有ノートを作成し、子どもの変化や支援の方法等をメモしておくことで、担任保育士も意識を統一することができ、過度に加配保育士に依存することがなかったと報告している。

また、保育活動中、担任保育士が加配対象児の個別支援を行い、加配保育士がクラス全体の保育を行うことを取り入れ、あらかじめどの部分で個別支援に携わるかを決めておき、その時間帯に加配保育士がどういった活動を主導するかを打ち合わせすることにより、加配保育士が自分の役割を認識することができると報告している。

寺川(2014)²²⁾は障害のある子どもが仲間とともに育ちあう保育実践のあり方について検討することを目的とし、仲間の思いに心を寄せ集団づくりのあり方、一人ひとりの発達の力量が違っても個々の持ち味が発揮されるような集団の遊びの工夫について考察している。その中で、加配保育者は大きな役割を担っていると、加配保育者の援助に着目している。その中で、クラス子ども達に対して対象児の行動ではなく内面に目が向けられるように、対象児の思いを代弁していた。そして、対象児のアイデアをクラス子ども達に伝え合えるよう仲介していくことで対象児とクラス集団の関係に変化をもたらし、仲間関係が形成されていったことを報告し、個の育ちだけでなく、集団の育ちをどう支援するかという観点が重要であることを指摘している。

平野・谷ら(2020)²³⁾はインクルーシブ保育への展開を具体化することを目指し、加配保育者が活かされる指導計画作成のための視点を抽出することを目的とし、幼児教育が指導の方法とする保育の場での遊びにおいて、一対一での関わりの一場面をエピソードとして分析している。その結果、所持品整理という保育者主導の「指導的」な場面ではターンテイキングが成立していないが、遊びという対象児に任された場面での子ども同士の関わり合いの場合はターンテイキングが成立していることを明らかにした。これは、子ども同士という対等性の特徴があり、

意図的計画的ではない支援であるナチュラルサポートとなっているからだを分析している。そのため、インクルーシブ保育における加配保育者のあり方をサポートする体制として、加配保育者の自己発揮を保障し、異なる視点を提供できる保育者間の対等な「対話的關係」が重要となることを示唆している。

IV. 考察

1. 加配保育者の実態調査の特徴と課題

加配保育者の実態調査の特徴として、加配保育者の多くが非正規雇用であることや保育経験が短いこと、多数の加配対象児を保育している割合が多いなどの実態を明らかにしている点で重要な知見といえる。また、加配保育者の抱える困難として、担任保育者との連携が難しいことや加配対象児の特性が一人ひとり違うことにより援助が難しかったり、自身の援助が適切であるか自信がなかったりすることを明らかにしている。そして、田丸・田中・高橋・瀬川(2011)²⁴⁾が明らかにしたように、加配保育者は担任保育者とは異なった困難を抱えていること、つまり、担任保育者とは異なった知識や技術が必要であることを示唆している。現在の制度では、加配保育者は資格・免許を必要とせず、その配置についても自治体によって様々であることから、加配保育者の抱える困難は多岐に渡り、依拠すべき具体的な援助・連携モデルが十分に確立されていないという問題が指摘できる。さらに、障害児保育は療育施設とは異なり、定型発達児の集団の生活を土台にしているという特徴があるため、寺川(2014)²⁵⁾の指摘する、個の育ちだけでなく、集団の育ちをどう支援するかという問題が生じてくることは当然であるにもかかわらず、それをどのように両立していくかという加配保育者に対する研修内容に関する研究は見当たらなかった。そして、加配保育者自身が障害児の保育の中核的役割を担う必要があると指摘される一方で、障害児保育経験が浅いだけでなく、非正規雇用であるためその知識や技術が蓄積されにくいという問題が明らかとなった。これらの知見を踏まえると、まずは、加配保育者の保育実践に関する好事例を収集し、担任保育者と上手く連携する要素や個の育ちだけでなく、集団の育ちをどう支援しているかという技術などを明らかにし、加配保育者に対する研修内容を構築し、研修を通して加配保育者の知識や技術を蓄積し保育実践の質の向上に寄与する

システム作りが必要であると指摘できる。

2. 加配保育者の実践分析の特徴と課題

加配保育者の実践を分析することにより、障害児の日常的な介助だけでなく、集団の一員としてクラス集団になじんでいけるようにするための援助の重要性や担任保育者と連携を図るうえで情報共有ノートが有効であることを明らかにした点については重要知見であると言える。しかし、そのほとんどが、加配保育者と障害児という二者関係、もしくは加配保育者と担任保育者と加配対象児の三者関係のみを抽出して分析をしたものであるという問題を指摘することができる。浜谷・五十嵐・芦澤(2013)²⁶⁾は「インクルージョンの成否は、対象児と関係をもつ子どもの問題であり、排除する子どもの問題でもあると言える。どのように排除が起こり、また、インクルージョンになるのかについて、子ども同士及び保育者との関係、保育活動や環境との関係のダイナミズムから読み解く必要がある」と指摘していることから、クラス集団全体を捉えた上で、加配保育者の援助がどのように影響を与えているかという視点から分析を行う必要があると言える。

また、加配保育者が障害児に対する援助の影響を明らかにする上で、肢体不自由児やダウン症児の事例が見られなかった。肢体不自由児やダウン症児の場合、自閉症スペクトラム障害児やAD/HD児とは異なった援助が必要であることが予測されるため、この分野の研究を進めていく必要がある。

さらに、実態調査で藤林(2009)²⁷⁾や櫻井(2020)²⁸⁾が明らかにしているように、障害児の保護者支援や連携の難しさが指摘されているにも関わらず、直接障害児の個別援助を行っている加配保育者がどのように保護者支援や連携を行っているのかについての研究は見当たらなかった。障害児の保護者支援は障害の受容段階を踏まえて援助するなど専門的な知識と援助が求められると予測されるため、この分野においても研究を進めていく必要があると指摘できる。

田丸・田中・高橋・瀬川(2011)²⁹⁾は担任保育者の抱える困難と加配保育者の抱える困難の違いがあることを明らかにし、立場によって、子どもを捉える視点が少しずつ異なることを指摘しているにも関わらず、実際に、保育現場において担任保育者と加配保育者の援助の違いや意識の違いについての実践分析は見当たらなかった。若松・船津(1997)³⁰⁾は

過去の担任としての経験が担任を援助する立場への切り替えを難しくする可能性も推定しており、櫻井(2020)³¹⁾は加配保育者の79.1%が担任保育者の経験があることを明らかにしていることから、担任保育者の経験がある加配保育者と担任保育者未経験の加配保育者の援助の違いや意識の違いについての援助の違いや意識の違いについても踏まえて明らかにしていく必要があると指摘できる。

V. まとめ

加配保育者は自治体によって様々であり、制度上も統一された指標が存在していないため、その問題や抱える困難は多岐に渡っていることが明らかとなった。また、障害児保育の分野においても補助的な役割と認識されてきたことにより、研究も十分に進んでいないことが明らかとなった。特に、実態調査として加配保育者に関する困難に対して、どのように軽減・解消していくべきかについての実践研究や質的研究は進んでいないという問題が明らかとなった。

障害児保育において、障害児保育に直接関わる機会の多い加配保育者の研究を進め、その質を向上させていくことが、障害児保育の質を高めることにつながると言えよう。

引用文献

- 1) 文部科学省共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援の推進(報告)概要 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm) 2020年11月27日閲覧。
- 2) 櫻井貴大(2018)「保育者が発達障害児を保育する上で抱える保育者困難の段階に関する研究」『国際幼児教育研究』第25号、pp.141-152
- 3) 平澤紀子・藤原義博。山根正夫(2005)「保育所・園における『気になる・困っている行動』を示す子どもに関する調査研究—障害群からみた該当児の実態と保育者の対応および受けている支援から—」『発達障害学研究』第26巻、第4号、pp.256-267
- 4) 廣澤満之(2019)「障害児保育における熟達に対する保育者の理解：質問紙調査の自由記述の分析を通して」『白梅学園大学・短期大学紀要』第55

- 巻、pp.19-38
- 5) 全国保育協議会編(1974)『障害児保育を考えるために—資料・文献集—(増補改訂版)』全国社会福祉協議会、p.4
- 6) 全国保育協議会(2017)「全国保育協議会会員の実態調査 報告書 2016」。社会福祉法人全国社会福祉協議会。全国保育協議会。
- 7) 同上
- 8) 文部科学省「資料8 特別支援教育支援員について (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1312984.htm) 2020年11月27日閲覧。
- 9) 前掲1)
- 10) 厚生労働省(2018)『保育所保育指針解説』フレーベル館、p.49
- 11) 若松昭彦・船津守久(1997)「広島市における統合保育の実態調査(2) —担任及び加配保育者を対象として—」『広島大学学校教育学部紀要』第1部、第19巻、pp.99-107
- 12) 藤林清仁(2009)「障害児保育担当保育士への支援」『日本福祉大学大学院社会福祉学研究科 社会福祉学研究』第4号、pp.19-25
- 13) 西川ひろ子・永田彰子(2012)「加配保育士がとらえる特別支援保育の課題と他機関との連携」『安田女子大学紀要』40、pp.183-191
- 14) 田丸尚美・田中浩司・高橋実・瀬川直子(2011)「地域における障がい児保育の支援システムの研究(その1) ~福山市の公立保育所における保育相談システムの検討」『福山市立女子短期大学研究教育公開センター年報』(8)、pp.5-12
- 15) 田中浩司・高橋実・田丸尚美(2012)「地域における障がい児保育の支援システムの研究(その2) 加配保育士に着目した職員連携の実態と課題」『福山市立女子短期大学研究教育公開センター年報』(9)、pp.79-86
- 16) 植松勝子(2013)「障がい児保育を担う“加配保育士”の要件~加配保育士の参与観察から発達障がい児支援を考える~」『保育士養成研究』第31号、pp.1-10
- 17) 櫻井貴大(2020)「加配保育者の実態調査—勤務状況・保育歴・抱える困難を中心に—」『地域活性化研究』第19号、pp.21-30
- 18) 西脇雅彦・山田純子・村田緑(2008)「広汎性発達障害幼児の統合保育 第2報—加配保育士とのかわりの視点から—」『治療教育学研究』第28

輯、pp.103－112

- 19) 寺島明子・大野和男・青柳静花・横山いずみ(2009)
「自閉症児を担当する2年目の保育士における子どもへの関わりと支援 1」『松本短期大学紀要』、
(18)、pp.83－93
- 20) 寺島明子・大野和男・青柳静花・横山いずみ(2012)
「自閉症児を担当する5年目の保育士における子どもへの関わりと支援」『松本短期大学紀要』、(21)、
pp.83－93
- 21) 植松勝子(2013)「クラスにおける担任保育士と加配保育士の役割－M町の発達障がい児ネットワーク事業における取組－」『東海学院大学紀要』
7、pp.233－241
- 22) 寺川志奈子(2014)「障害のある子どもが仲間とともに育ちあう保育実践の検討」『障害者問題研究』
第42巻、第3号、pp.170－177
- 23) 平野香織・谷昌代・大井佳子・別府悦子・水野友有・ターリンプル規子・西垣吉之(2020)「インクルーシブ保育・教育を担う加配保育者のあり方－大学間連携共同研究(2)－」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部 研究紀要』第21号、pp.13－
21
- 24) 前掲14)
- 25) 前掲22)
- 26) 浜谷直人・五十嵐元子・芦澤清音(2013)「特別支援対象児が在籍するクラスがインクルーシブになる過程－排除する子どもと集団の変容に着目して－」『保育学研究』第51巻、第3号、pp.45
－56
- 27) 前掲12)
- 28) 前掲17)
- 29) 前掲14)
- 30) 前掲11)
- 31) 前掲17)